

2019年5月7日以降の投資信託の取り扱いに関する「よくあるお問い合わせ」

	質問	回答																																																																
1	「ゆうちょの投資信託がますます使いやすくなります」という冊子が送られてきたが、これは何ですか。	2019年5月7日に、ゆうちょ銀行の投資信託に関わるシステムがこれまでのものから変更になったため、主な変更点について、お客様にお知らせするものです。																																																																
2	システム変更の主な変更点は何ですか。	<p>主な変更点は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①「約定日」という言葉の意味</li> <li>②同じファンドを非課税口座と課税口座でお持ちの場合、「運用損益(トータルリターン)」や「個別元本」が両方合わせて計算することになる</li> <li>③非課税投資枠の買付優先順位</li> <li>④スイッチングの購入受渡日</li> <li>⑤自動積立をご契約いただく場合の指定方法や、契約変更・廃止の締切日等</li> <li>⑥ゆうちょダイレクトの投資信託に関する画面やサービスの利用時間</li> <li>⑦お客様にお送りする各種報告書の書式(フォーマット)</li> </ul>																																																																
3	「約定日」の定義が変わるとはどういうことですか。	これまで、「約定日」はお取引の申込みが成立した日を表し、お取引の基準価額が決まる日のことを「代金計算日」と呼んでいました。 5月7日以降は、お取引の基準価額が決まる日のことを「約定日」と呼ぶようになり、意味が変わります。																																																																
4	「受渡日」とは何ですか。	「受渡日」とは、購入の場合は買付の際の基準価額が決まった翌営業日のことで、一括購入であれば買付代金が決済口座である通常貯金通帳から引落しされる日のことです。 また、売却の場合は売却代金とその通帳に入金される日のことで、売却手続きから何営業日後が「受渡日」になるかは、ファンドによって異なります。																																																																
5	運用損益や個別元本がファンド単位に変わるとはどういうことですか。	同じファンドを非課税口座と課税口座で保有している場合、「運用損益(トータルリターン)」や「個別元本」を、口座ごとに計算せず、両方合わせて計算することになるということです。																																																																
6	個別元本の増減によって、分配金の受取(再投資)額がどのように変わりますか。	<p>(例1)元本払戻金から普通分配金に変わるケース</p> <table border="1" data-bbox="727 1160 1278 1402"> <thead> <tr> <th colspan="4">現</th> </tr> <tr> <th>預り区分</th> <th colspan="2">口数</th> <th>個別元本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定口座</td> <td>A</td> <td>500,000口</td> <td>B 10,000円</td> </tr> <tr> <td>非課税口座</td> <td>C</td> <td>1,000,000口</td> <td>D 7,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <th colspan="4">新</th> </tr> <tr> <th>ファンドごと</th> <th colspan="2">口数</th> <th>個別元本</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">1,500,000口</td> <td>8,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>決算日の基準価額が8,500円の場合、これまでは元本払戻金であったが、5月7日以降は普通分配金</p> <p>(例2)普通分配金から元本払戻金に変わるケース</p> <table border="1" data-bbox="727 1599 1278 1841"> <thead> <tr> <th colspan="4">現</th> </tr> <tr> <th>預り区分</th> <th colspan="2">口数</th> <th>個別元本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定口座</td> <td>A</td> <td>500,000口</td> <td>B 7,000円</td> </tr> <tr> <td>非課税口座</td> <td>C</td> <td>1,000,000口</td> <td>D 10,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">↓</td> </tr> <tr> <th colspan="4">新</th> </tr> <tr> <th>ファンドごと</th> <th colspan="2">口数</th> <th>個別元本</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">1,500,000口</td> <td>9,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>決算日の基準価額が8,500円の場合、これまでは普通分配金であったが、5月7日以降は元本払戻金</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①: <math>(A \times B \div 10,000) + (C \times D \div 10,000)</math></li> <li>②: <math>A + C</math></li> <li>③: <math>① \div ② \times 10,000</math></li> </ul>	現				預り区分	口数		個別元本	特定口座	A	500,000口	B 10,000円	非課税口座	C	1,000,000口	D 7,000円	↓				新				ファンドごと	口数		個別元本		1,500,000口		8,000円	現				預り区分	口数		個別元本	特定口座	A	500,000口	B 7,000円	非課税口座	C	1,000,000口	D 10,000円	↓				新				ファンドごと	口数		個別元本		1,500,000口		9,000円
現																																																																		
預り区分	口数		個別元本																																																															
特定口座	A	500,000口	B 10,000円																																																															
非課税口座	C	1,000,000口	D 7,000円																																																															
↓																																																																		
新																																																																		
ファンドごと	口数		個別元本																																																															
	1,500,000口		8,000円																																																															
現																																																																		
預り区分	口数		個別元本																																																															
特定口座	A	500,000口	B 7,000円																																																															
非課税口座	C	1,000,000口	D 10,000円																																																															
↓																																																																		
新																																																																		
ファンドごと	口数		個別元本																																																															
	1,500,000口		9,000円																																																															

2019年5月7日以降の投資信託の取り扱いに関する「よくあるお問い合わせ」

	質問	回答
7	課税口座(特定口座/一般口座)と非課税口座の個別元本を合算して計算することで、非課税口座のメリットが薄れるのではないかと。	非課税口座の個別元本より特定口座の個別元本の方が大きい場合は、非課税口座のメリットが薄れることとなります。なお、多くの金融機関で、個別元本を合算した計算方法が用いられており、預り区分単位で計算している金融機関の方が少数です。
8	非課税投資枠の買付優先順位とは何ですか。	非課税口座では1年間に買付できる非課税投資枠(NISA口座であれば120万円まで)があり、1回で120万円分購入することもできますし、分けて少しずつ購入することもできます。分けて購入する場合、買付の基準価額が決まる日の早い順番で、非課税枠を利用することになりますが、①分配金の再投資買付、②一括購入、③自動積立での購入の基準価額が決まる日(約定日)が同じ場合、5月7日以降は、①②③の順番で非課税投資枠を利用することになります。
9	同じ決算日で複数の分配金再投資購入があった場合の非課税投資枠の利用はどうなりますか。	同じ決算日で複数の分配金再投資購入があった場合、5月7日以降は、ゆうちょ銀行で使用しているファンドコード(投資信託協会のファンドコードとは異なります)の数字が若い順番に、非課税投資枠を利用します。これまでは、同じ日に再投資購入されるものはすべて比例配分して非課税投資枠を利用していました(非課税投資枠に余裕があればすべて非課税になり、一部課税口座(特定口座/一般口座)になる場合は、再投資購入金額の同じ割合で非課税投資枠を利用)。
10	複数の一括購入があった場合の非課税投資枠の利用はどうなりますか。	同一約定日の場合、注文入力順で非課税投資枠が利用されます。
11	同じ約定日で複数の自動積立購入があった場合の非課税投資枠の利用はどうなりますか。	同じ約定日で複数の自動積立購入があった場合、5月7日以降は、契約番号の数字が若い順番に、非課税投資枠を利用します。自動積立契約番号は、以下の方法で確認できます。 ・ゆうちょダイレクト(投資信託)の「自動積立契約一覧照会/変更」画面 ・投資信託テレホンサービス ・お客さまの投資信託取引店舗
12	非課税投資枠の買付優先順位の変更に関し、注意すべき点はありますか。	すでに非課税預りでファンドを保有し、分配金の受取方法を再投資にしている場合には、非課税の余裕枠について、注意すべき点があります。  一括購入の手続き(または購入操作)する日がそのファンドの決算日に該当する場合、手続きの際に確認できる非課税の余裕枠と実際の非課税での購入額が異なる可能性があります。  非課税投資枠の利用する順番としては、約定日が同一の場合、分配金再投資が優先されます。分配金の支払いの有無や金額は、決算日の夜になって初めてわかるため、日中には分配金再投資でいくら余裕枠を利用するのかがわかりません。  例えば、国内資産に投資するファンドを一括購入する場合、日中に余裕枠が30万円残っていて30万円を使い切る計算で非課税優先の購入をした後、その日の夜に分配金で1万円再投資することが決定すると、29万円が非課税での購入、1万円は課税口座(特定口座/一般口座)での購入になるということです。  また、海外の資産に投資するファンドを一括購入する場合は、約定日が翌営業日以降となりますので、約定日に分配金が非課税で再投資された場合も、同様の事象が発生します。

2019年5月7日以降の投資信託の取り扱いに関する「よくあるお問い合わせ」

	質問	回答
13	スイッチングとは何ですか。	<p>スイッチングは、同じ銘柄名で複数のタイプがあるファンドの乗り換え(お持ちのファンドを売却して、別のタイプのファンドを購入すること)のことです。</p> <p>非課税口座では利用できず、課税口座(特定口座/一般口座)でのみ利用できる手続きです。</p> <p>スイッチングであれば、売却と購入が1度の手続きで行える上、購入の際の手数料がかからないというメリットがあります。ただし、信託財産留保額(換金時の費用)がかかるファンドについては、スイッチングであっても信託財産留保額はかかります。また、通常の売却と同じように損失や利益について確定することになります。</p>
14	スイッチングの変更点は何ですか。	<p>これまでは、スイッチング解約とスイッチング購入の受渡日が異なっていましたが、5月7日以降は、同じ日になります。</p>
15	スイッチングの受渡日が同じ日になることによって何か影響はありますか。	<p>これまで、スイッチングしたファンドの購入口数や解約口数は「受渡日」にそれぞれ増減したため、先にスイッチング購入ファンドの口数が増え、後日スイッチング解約ファンドの口数が減るというわかりにくい点がありましたが、5月7日以降は、基準価額が決定した翌日にそれぞれ増減し、うちよダイレクト画面上、同じ日に反映されますのでわかりやすくなります。</p> <p>スイッチング購入したファンドで別のスイッチングをする場合の最短日は基準価額が決定した翌営業日という点については違いはありません。</p>
16	自動積立の変更点は何ですか。	<p>変更点は4つあります。</p> <p>①自動積立契約のお申し込みの際にご指定いただく日が「引落日」から「買付日」に変わります。</p> <p>②年に2回設定いただける積増月の金額の指定について、毎月の引落金額+積増金額の合計の指定から、積増金額だけの指定に変わります。</p> <p>③自動積立の契約変更や廃止をその月から適用させたい場合の締切日が変わります。また、うちよダイレクトでの契約変更や契約廃止の操作ができない期間がなくなります。</p> <p>④自動積立契約の最短での初回買付日について、申込日から数えて6営業日目であったものが、申込日から数えて5営業日目に変わります。</p>
17	「指定いただく日が「引落日」から「買付日」に変わります。」とあるが、どういうことですか。	<p>自動積立契約をされる場合、これまでは、お客さまに「引落日」(買付代金を通帳から引き落とす日)を指定していただき、その翌営業日が自動的に買付申込日となっていました。5月7日以降はお客さまに「買付日」を指定していただき、その「買付日」の前営業日に自動的に買付代金が引き落としされます。</p> <p>これまでに契約いただいた自動積立については、システムで読み替えを行うため、この件についてお手続きは特に必要ありません。</p>
18	通帳から買付代金が引き落としされる日が変わるのですか。	<p>平日のみで考えた場合、これまでに設定された「引落日」は基本的には変わりません。</p> <p>ただし、土日休日や(買付不可日である)海外休業日の関係でずれることがあります。</p>

2019年5月7日以降の投資信託の取り扱いに関する「よくあるお問い合わせ」

	質問	回答
19	月末を「引落日」に指定していましたが5月7日以降はどうなりますか。	自動的に「買付日」が「1日」指定の自動積立契約になります。代金が引落しされるのは、「1日」の前営業日になるため、平日のみで考えた場合、これまでどおり月末に代金が引落しされることとなります。
20	これまでは「引落日」が土日休日にあたった場合、前営業日にずれて引落しされていたが、5月7日以降はどうなりますか。	5月7日以降は、「買付日」を基本に考えます。「買付日」の前日に引落しが行われますが、その引落しを行う日が土日休日に当たっていた場合は、同じように前にずれて引落しされます。（「買付日」の前営業日（土日休日を除いた日）に引落しが行われます。）
21	5月7日以降、「買付日」が土日休日に当たった場合はどうなりますか。	「買付日」が土日休日に当たった場合は、翌営業日にずれ、後ろにずれた「買付日」から見て前営業日に代金が引落しされます。
22	5月7日以降、「買付日」が海外休業日に当たった場合はどうなりますか。	海外休業日の注文はできないため、「買付日」は翌営業日にずれ、後ろにずれた「買付日」の前営業日に代金が引落しされます。
23	「積増月は「積増する金額(積増金額)」を指定いただきます。」とあるが、どういうことですか。	<p>自動積立契約をされる場合、年に2回積増月が設定できるのですが、この積増月の引落金額の指定方法が異なります。</p> <p>これまでは毎月の引落金額+積増金額の合計金額を指定していましたが、5月7日以降は積増金額だけを指定することになります。</p> <p>(例) 毎月1万円、積増月に4万円増やして5万円にしたい場合 これまでは、積増月に5万円を指定 5月7日以降は、積増月に4万円を指定</p> <p>これまでに契約いただいた自動積立については、システムで読み替えを行うため、この件についてお手続きは特に必要ありません。</p>
24	「自動積立契約変更・廃止のお手続きが制限なく、いつでもできます。」とはどういうことですか。	自動積立の契約変更や廃止をその月から適用させたい場合の締切日が、引落日から数えて5営業日前までから、買付日から数えて5営業日前(引落日から数えて4営業日前)の18時までに変わります。また、ゆうちょダイレクトでの契約変更や廃止操作ができない期間がなくなります。
25	5月7日以降、自動積立の契約変更や廃止をその月から適用させたい場合の届出の期限はいつまでですか。	「買付日」を含んで数えて5営業日前の18時までです。
26	「初回買付日までの期間を1営業日短縮します。」とはどういうことですか。	自動積立契約の最短での初回買付日は、これまでは申込日から数えて6営業日目でしたが、5月7日以降は、申込日から数えて5営業日目になります。
27	初回買付日までの期間が1営業日短縮したところであまり変わらないのではないですか。	<p>自動積立契約の申込日によっては、初回買付日が1営業日短縮できることで、自動積立が今月からの開始になるか、来月からの開始になるか、変わることもあります。</p> <p>例えば、買付代金を25日に引き落として26日に買付を行いたい場合、平日のみで考えた場合、これまでは21日までに申し込みをしなければ今月から始めることができず、もし22日に申し込みをすると来月からの開始になりましたが、5月7日以降は22日の申込みで今月から始めることができます。</p>

2019年5月7日以降の投資信託の取り扱いに関する「よくあるお問い合わせ」

	質問	回答
28	5月7日以降、ゆうちょダイレクトの変更点は何かですか。	<p>①ログイン後のゆうちょダイレクトトップや貯金に関する画面についてはこれまで通りですが、投資信託のメニューを選択後の画面について、メニューや残高照会の画面、お取引の画面などすべて変わります。</p> <p>②スマートフォン専用画面ができますので、これまでスマートフォンで投資信託のご利用ができなかったお客さまにもご利用いただくことができます。</p> <p>③ゆうちょダイレクトで投資信託の画面をご利用いただける時間が拡大します。</p> <p>④これまで入力操作ができなかった海外休業日でも、翌営業日（海外休業日が連日の場合は海外休業日明けの営業日）の申込み扱いで入力操作ができるようになります。</p> <p>⑤ゆうちょダイレクトをご利用のお客さまは、電子交付サービスをご利用いただけるようになります。</p> <p>⑥ゆうちょダイレクトで換金する方法が解約請求のみとなります。</p>
29	ゆうちょダイレクトの画面が変わるとのことですが、どのように変わりますか。	<p>ログイン後のゆうちょダイレクトトップや貯金に関する画面には変更はありませんが、投資信託の画面が、メニューを始めすべて変わります。</p> <p>ゆうちょ銀行のWebサイトの投資信託のページから、特設サイト内のゆうちょダイレクトの体験版で確認いただけます。</p>
30	今は、スマートフォンで投資信託の残高照会や取引は出来ないのですか。	<p>これまでもお使いのOSやブラウザによっては、スマートフォンで投資信託の残高照会やお取引ができる場合がありますが、その場合でもパソコン用のサイトにアクセスしての利用となっていました。</p> <p>5月7日以降はスマートフォン専用画面になりますので、より使いやすくなります。</p> <p>なお、お客さまのインストールしているアプリによっては、うまく画面遷移ができない可能性もあります。</p>
31	ゆうちょダイレクトを利用しているが、今は、Androidのスマートフォンでは画面がうまく見ることができない。5月7日以降は見られるようになりますか。	<p>5月7日以降は、iPhoneでもAndroidでもスマートフォン専用画面にて投資信託の残高照会やお取引が利用できます。</p> <p>なお、お客さまのインストールしているアプリによっては、うまく画面遷移ができない可能性もあります。</p>
32	5月7日以降、利用時間がどう拡大するのですか。	<p>これまでは23:50～0:05の15分間と2:00～6:00の4時間は、投資信託の画面にアクセスすることができませんでしたが、5月7日以降は0:05～23:55の間利用できます。（利用できない時間は23:55～0:05の10分間）</p> <p>ただし、毎月第3日曜23:55～翌日6:00は利用できませんのでご注意ください。</p> <p>また、分配金受取方法の変更の受付時間が、これまで平日の8:00～19:00に限定されていましたが、5月7日以降はゆうちょダイレクトの利用時間内であればいつでも変更できます。</p>
33	海外休業日でも注文ができるようになるのですか。	<p>注文当日が海外休業日の場合、これまで当日15時以降にならないと注文の入力自体ができませんでした。5月7日以降は入力できるようになります。ただし、取引の申込日となるのは、その海外休業日が過ぎた後の営業日でのお申込み扱いとなります。</p>

2019年5月7日以降の投資信託の取り扱いに関する「よくあるお問い合わせ」

	質問	回答
34	電子交付サービスを希望すれば、5月7日以降は報告書が電子交付になるのですか。	<p>電子交付サービスは、ゆうちょダイレクトをご利用のお客さまのみとなります。</p> <p>ダイレクトの画面での操作により、郵送から電子交付に変更する必要があり、変更した後、電子交付から郵送に戻すこともできます。</p> <p>また、電子交付に変更後も、すべての報告書類が電子交付になるわけではなく、「特定口座年間取引報告書」や「運用報告書」などは、郵送のみの取扱いとなります。</p> <p>なお、当日の18時までに電子交付への変更をすれば、翌営業日以降に発行される対象帳票が電子交付となります。（例えば、当日15時までの取引に係る取引報告書は約定日の翌営業日から電子交付されます）。</p>
35	「換金は解約請求のみ」になると書いているが、なぜ「買取請求」が選べないのですか。	<p>2018年12月以前は解約請求と買取請求で、税金の計算方法に違いがありましたが、現在は個人のお客さまの場合、どちらを選択しても違いはありません。</p> <p>解約請求と買取請求のどちらも同じであるため、これまでお客さまから「解約請求だけにした方がわかりやすい。」といった意見をたくさん頂戴しており、5月7日以降は解約請求のみとしています。</p>
36	報告書の変更点は何ですか。	<p>記載する内容はどの報告書も大きくは変わらないのですが、フォーマット(書式)が変わります。</p> <p>また、取引があれば3カ月に1度お送りする「取引残高報告書」の送付タイミングが、これまでお客さまによって異なりましたが(「1・4・7・10月」「2・5・8・11月」「3・6・9・12月」、5月7日以降は、3月・6月・9月・12月の末日を作成基準日として、翌月に送付されます。3カ月の間に取引がなければ「取引残高報告書」の送付は見送られますが、残高口数のある場合は、少なくとも年に1回は必ず送付されます。</p>
37	「取引残高報告書」の「お取引の明細」に、受渡日が未到来の取引が記載されますが、それは申込日基準ですか、約定日基準ですか。	<p>約定日基準になります。</p>
38	取引店舗を変更した際の「取引残高報告書」の送付タイミングはいつですか。また、同時に住所変更も行った場合、送付先はどうなりますか。	<p>取扱店変更日・口座廃止日以降の最も早く到来する作成月(3・6・9・12月)に出庫の記載のある「取引残高報告書」、入庫の記載のある「取引残高報告書」がそれぞれ作成されます。</p> <p>住所変更も行った場合は、ともに新しい登録住所に送付されます。</p>
39	送られてきた報告書内の税区分に「申告分離課税」とあるが、どういう意味ですか。	<p>確定申告する際は、他の所得と合算して累進課税で計算される総合課税ではなく、申告分離課税になるという意味です。</p> <p>申告分離課税であれば、株式や株式投資信託での売却損と課税口座(特定口座/一般口座)での普通分配金を通算することができます。</p>